Energia

報 道 資 料

平成15年12月2日
中国電力株式会社

島根原子力発電所1号機定期検査作業時における
放射性物質の内部摂取について

当社，島根原子力発電所1号機（沸騰水型，定格出力46万キロワット）は，平成15年9月17日から第24回定期検査を実施しておりますが，本日16時30分頃，原子炉建物5階で原子炉格納容器上蓋取り付け作業に従事していた作業員（男性，22歳）にわずかな放射性物質の内部摂取が認められました。

精密測定の結果，当該作業員の放射性物質の内部摂取量は917ベクレル（コバルト60）であり，これによる被ばく量を評価すると約0.02ミリシーベルトとなります。

この被ばく量は，法令に定める線量限度（50ミリシーベルト／年）に対し十分低い値であり，身体に影響を与えるものではありません。

なお，念のため当社産業医（松江赤十字病院医師）の診察を受けております。

以上

（参考）

当社と地元自治体との安全協定では，内部被ばく者の被ばく量が，法令に定める線量限度以下の値であっても特別な措置（医師の診察等）を行った場合は連絡することが定められています。今回の被ばくは法令に定める線量限度を超えるものではありませんが，念のため医師の診察を受けていることから，地元自治体へ安全協定に基づき報告するとともに公表したものです。

ベクレル：放射性物質が放射線を出す能力の強さを表す単位
シーベルト：人が受けた放射線影響の度合いを表す単位